

## 同盟と核軍縮の狭間で

——一九五七・五八年における米国軍縮政策とドイツ問題——

### 序章

本稿は、一九五七年から五八年における、米国の軍縮交渉と対西独政策の相互関係を考察する。この時期の軍縮交渉に関する従来の研究では、同盟国との関係、とくに西独とのそれがアイゼンハワー政権の軍縮政策に与えた影響に、必ずしも十分な関心が払われてこなかった。本稿ではまず、ドイツ問題への配慮が五〇年代後半における米国の軍縮政策を著しく規定していたことを立証する。しかしながら同時に、アイゼンハワー政権期には核兵器のもたらす危険が広く認識され、東西間の軍縮、とくに核軍縮が緊急課題とみなされるようになっていた。この変化は、ただちに米国にとってのドイツ問題と西独

### 倉 科 一 希

の重要性を軽くするものではなかった。しかし、ドイツ問題への配慮から核軍縮交渉を遅らせることは、もはや不可能になっていった。以上のような変化は、すでに五〇年代後半までには冷戦が新たな段階に達していて、米ソ両超大国が、巨大な軍事力を手ににらみあいながら、一定の対立緩和を目指すようになっていたことを示している。軍縮交渉とドイツ問題に対するアイゼンハワー政権の対応は、したがって、冷戦が「安定化」「制度化」に向かう長期的な変容を表した時期へのものであったといえよう。

冷戦期の米国の対ヨーロッパ基本政策は、西独を含むヨーロッパ諸国と政治的、軍事的、経済的結びつきを維

持し、ソ連の影響力拡大を抑えることであった。とくに西独の軍事力をソ連封じ込めに動員するため、五〇年代初頭からその再軍備を要求した。同時に米国政府は、再軍備後の西独を拘束するためにも、西独を北大西洋条約機構(NATO)に加盟させた。さらに、フランスと西独の和解を支援し、NATOとヨーロッパ統合の網の目によって西独を封じ込めようとした。

この「二重の封じ込め」(double containment)は、西側との結束強化に積極的なアデナウアー(Konrad Adenauer)西独首相の方針とも合致していた。しかし同時に、ドイツ分断の解決を求める野党や世論を前に、アデナウアーは西側との結束のみを訴えるわけにはいかなかった。そのために彼は、西側との協調のもとソ連に対して強い立場に立つことこそが再統一への近道と説き、自らの対西側政策と再統一政策とを結びつけた。さらにアデナウアーは、西側諸国にドイツ再統一への協力を約束させた。これは、東独政府と東独が承認した「現状」の正統性を認めない、アデナウアーの強硬な対東側政策の支持を意味するものでもあった<sup>(1)</sup>。

以上のように、ドイツの将来を巡るドイツ問題と「二

重の封じ込め」はかたく結びつけられており、五〇年代にはその上に親密な米独関係が築かれた。とくに西独のNATO加盟が実現した五五年から第二次ベルリン危機が勃発する五八年十一月までは、両国間に顕著な問題がない、相対的に安定した時期であったと考えられることが多い<sup>(2)</sup>。

ちょうど同じ頃、米国政府の軍縮政策は大きな転換を迎えていた。アイゼンハワー(Dwight D. Eisenhower)大統領は、核兵器の軍拡競争がもたらす危険性を十分認識してはいたが、彼の在任中にはその認識がソ連との条約締結につながることはなかった。とくに第一期目の大統領は、五年のジュネーヴ首脳会談における「領空解放」(Open Skies)のように注目を集める提案を発表する一方、具体的争点を巡っては柔軟性を欠いていた。ジュネーヴ会談以降も、米国政府は他の西側諸国とともにソ連に対して通常兵力と核兵力の双方にわたる包括的軍縮協定を求めていた。しかし五七年春になると、この姿勢が変化し始めた。この時米国は、一部の分野における協議を先行させて包括的軍縮のパッケージをほどこした。

翌年には、核実験禁止条約を他の軍縮問題から切り離し、

さらに十月には核実験のモラトリアムを発表した。米国政府は、五九年には、部分的核実験禁止条約さえ受け入れる用意があった。五〇年代後半はまさに、それまでの「不毛」な軍縮交渉と六三年の部分的核実験禁止条約締結を結ぶ「不可欠な架け橋」であった。<sup>(3)</sup>

軍縮政策の転換は、米国の対西独政策とドイツ問題に影響を及ぼさずにはいなかった。ジュネーヴ会談以来西側諸国は、ドイツ再統一のような政治問題の解決が伴わなければ、軍縮条約の価値は大きく損なわれると主張していた。西独の再統一政策を支援する意味合いをもった、ドイツ問題と軍縮問題のリンクージュであった。しかしながら、五七年以降の米国軍縮政策の転換とともに、結局このリンクージュは切断されてしまう。なぜ、そしてどのようにして、ドイツ問題と軍縮問題は切り離されたのであろうか。そして、それは米独関係と冷戦の中でどのような意味を持ったのであろうか。この問題を検討するために、本稿では五七年から五八年にかけての米国政府の軍縮政策と、米独関係との関連を検討する。この二年間にアイゼンハワー政権における軍縮政策の転換が始まっており、ドイツ問題と軍縮政策の関連もより明確に

現れているためである。

当時の軍縮交渉に関する主要な先行研究では、ドイツ問題とのリンクージュは必ずしも主要な研究テーマとはな<sup>(4)</sup>ってこなかった。それに対して、同じ時期の米国の冷戦戦略に関する研究には、同盟国への配慮がもたらす影響を考慮に入れているものも見られる。<sup>(5)</sup>最近では、マーク・トラクテンバーグがドイツ問題を冷戦の中心に据えた研究を発表している。トラクテンバーグ自身はアイゼンハワー政権の軍縮交渉の限界のみを強調しており、この問題を詳細に検討しているとはいいがたい。<sup>(6)</sup>しかしながら彼の根本的な洞察は、今後の研究に重要な示唆を与えるものと考えてよいであろう。このような戦略に関する研究の影響を受けてか、アイゼンハワー政権の軍縮政策を真剣なものと受けとめつつ、その中で同盟国の役割を検討した研究も若干存在するが、冷戦とドイツ問題との関連をトラクテンバーグほど掘り下げた研究は見られない。<sup>(7)</sup>

### 軍縮政策転換の始まり…五七年春

アイゼンハワー政権は五七年春にそれまでの軍縮政策

を転換した。五五年のジュネーヴ首脳会談以来の包括的軍縮条約を求める立場から、核実験禁止や核分裂性物質の生産停止などの特定分野での交渉を、包括的軍縮交渉に先立って進める立場に変わったのである。この方針転換は、同時に、包括的軍縮と結びついていたドイツ問題を限定的軍縮交渉から切り離すものであり、ドイツ問題と軍縮交渉の関係を組み替える決定でもあった。

ジュネーヴ会談の後、五六年から五七年にかけて軍縮交渉の中心舞台となった国際連合軍縮委員会ロンドン小委員会(以下、ロンドン会議。参加国は米、英、仏、ソ、加の五カ国)において、西側代表団は当初、包括的軍縮条約の締結および軍縮交渉とドイツ問題のリンケージを基本方針としていた。<sup>(8)</sup>この基本方針に再考を促したのが、スタッセン(Harold Stassen)軍備管理担当大統領特別補佐官であった。ロンドン会議の米国代表団議長を兼ねていたスタッセンは、ソ連が西側との交渉に真剣な態度を示しているとして、包括的軍縮交渉に先立って、十二ヶ月の核実験停止を含む限定的軍縮協定の締結を提言した。五七年四月十三日付の提案では、核実験停止に加えて軍用核分裂性物質の生産停止、通常兵力削減への

着手、査察の実施を限定的協定の目的としている。この提案は四月二十日の省間連絡会議で取り上げられ、ダレス(John F. Dulles)国務長官も限定的協定には理解を示したものの、国防総省と原子力委員会(A.E.C.)の強い反対で政策転換には至らなかった。<sup>(9)</sup>

ワシントンの否定的反応にもかかわらず、スタッセンは、限定的協定に好意的な四月三十日付ソ連代表団の覚書を契機に、限定的協定案を検討しよう本国へ働きかけた。<sup>(10)</sup>さらに五月九日付で「第一段階としての限定的協定に不可分な要素」を論じた政策提言を国務省に送った。この限定的協定は、協定締結後直ちに一)核保有国の核兵器の使用禁止とそれ以外の国の製造・使用禁止、二)航空・陸上査察地域の設定、三)軍の配備および装備に関する情報交換、四)十五パーセントの通常兵力削減、五)十二ヶ月間の核実験停止を行い、その後、六)軍用核分裂性物質の生産中止と現存の軍用核分裂性物質の非軍事目的への転用、七)一層の通常兵力削減を進める、という内容であった。この政策提言は、数次にわたる省間連絡会議を経て、五月二十五日の国家安全保障会議(NSC)で原則的に了承された。<sup>(11)</sup>

この軍縮政策の転換において、査察地域設定の問題が占めていた重要性を看過することはできない。これまでにはむしろ、核実験停止をめぐる論争が研究の主要対象になっていた。当時核実験の問題が非常に重要な政治的争点となっており、米国政府がこの時初めて核実験停止を受け入れたことを思えば、従来の研究がこの点に関心を集中させたことは理解できる。<sup>(12)</sup>しかしながら政府内の政策論争では、査察地域の設定は核実験停止と同様に重要な問題であった。この問題について比較的早い段階で妥協が見出されたために、アイゼンハワー政権が新たな基本方針を決定することが可能になったのである。

スタッセンは、自分の政策提言で二つの査察地域を提案していた。第一にシベリアと北極圏のソ連領、そしてそれに対応するアラスカ、カナダ、米国西部を含む米ソ地域、第二に現在のウクライナ、ベラルーシ西部からフランス東部に及ぶロシア・ヨーロッパ地域である。<sup>(13)</sup>米政府ならびにNATO内で問題となったのは、このロシア・ヨーロッパ地域であった。

ヨーロッパの査察地域設定については、アイゼンハワー政権内には早くから慎重な意見が存在していた。たと

えばダレス国務長官は、国務省スタッフとの会議の席で「ヨーロッパにおける査察地域設定は政治的に不可能」であり、むしろ北米とソ連の人口が希薄な地域で試験的に査察を実施し、「ヨーロッパ、とくにドイツを交渉から除外する」べきとの考えを明らかにした。さらにダレスは、ヨーロッパ査察地域をめぐるNATO内の対立が軍縮協定への着手を非常に困難にしかねないことを指摘した。国務省が限定的協定案を検討した際にも「核兵器の生産と実験の制限」および「ヨーロッパ以外での査察地域」が含まれるべきとの結論に達した。<sup>(14)</sup>ウィルソン(Charles Wilson)国防長官も、ヨーロッパの査察地域がドイツとヨーロッパの分断を前提としたものになりかねないとの警告を発した。<sup>(15)</sup>

政府内の慎重論を前にしてロシア・ヨーロッパ地域を支持する議論は後退せざるを得ず、スタッセンはヨーロッパ諸国の要請がないかぎりこれを「協定の他の部分とは別個」のものとする修正案を提示した。この修正案は五月二十四日の省間連絡会議で検討されたが、国務長官はさらに踏み込んでロシア・ヨーロッパ地域をそれ以外の査察地域から引き離すことを提案した。このダレスの

提案は受け入れられ、ロシア・ヨーロッパ地域は「米ソ地域と可能なかぎり切り離して、ヨーロッパ諸国の見解を十分反映されるように取り扱われるべき」ことが合意された。<sup>(16)</sup>そして翌二十五日、大統領は省間連絡会議の結論を承認した。

このように、米国政府は、ドイツ問題に影響を与えるロシア・ヨーロッパ地域をその他の軍縮提案から「可能な限り切り離す」ことにより、核実験停止を含む限定的軍縮協定を目指す新たな基本政策を採択した。次に問題となるのはヨーロッパ諸国、とくに西独の合意を得ることであった。

### 西側協定案の形成

アイゼンハワー政権が新たな軍縮政策を実施するうえで、西独政府の合意を確保することは極めて重要であった。査察地域がドイツ問題に与える影響が重視されたことを思えば、これは当然のことといえよう。

当時の西独政府は、ロンドンの軍縮交渉について以下のように錯綜した認識を持っていた。西独政府は、一方で、限定的軍縮協定がドイツ再統一の解決に先立って締

結されることをすでに受けいれており、スタッセンなどは西独の反応に楽観的な判断を下していた。九月に連邦議会選挙を控えたアデナウアー西独首相にとって、西独が軍縮交渉の進展を妨げているとの批判を避けるためにも、ロンドン会議の「成功は世界全体にとっても、西独にとっても、そして九月の選挙における(与党)キリスト教民主同盟の成功にとっても極めて重要」であった。<sup>(17)</sup>他方アデナウアーは、軍縮交渉がドイツ再統一になんの進展ももたらさなければ、それが西側との結束を固めて強い立場から臨む自分の再統一政策の失敗と見なされかねないことを恐れた。そのため彼は再統一政策に対する「西側諸国、とりわけ米国からの支持を再三確認しなければならなかった」。<sup>(18)</sup>

このような西独の態度を理解していたアイゼンハワー政権は、自らの新たな軍縮政策を可能な限り詳細に説明し、ドイツの主権に影響が及ぶ場合には「十全の事前協議」がおこなわれること、第一段階というべき限定的協定の締結後はドイツ問題とのリンケージを回復すること<sup>(19)</sup>を約束して、西独の支持をとりつけようとした。以上のような方針に沿い、ダレス国務長官は五月末、訪米中の

アデナウアーに、何らかの形で軍縮問題に取り組む必要性を説いた。ダレスはロシア・ヨーロッパ地域をめぐる議論にNATO諸国が参加することを確認し、さらに米国は限定的協定でヨーロッパに査察地域を設けることには否定的であるともつけ加えた。ソ連が真剣に交渉に臨むかどうかに懐疑的であったアデナウアーも、最終的には米国の軍縮政策を受け入れた。<sup>(20)</sup>

アイゼンハワー政権によるアデナウアーへの配慮はこの時にとどまらなかった。米国の新たな軍縮政策に対する西欧諸国の支持を確保して西側の限定的協定案を形成する過程においても、西独の支持を得るために並々ならぬ努力が払われていた。

西側の暫定協定案に関する本格的協議は六月中旬から始められたが、英仏両国の主導によるヨーロッパ査察地域に関する協議は、七月末には膠着状態に達していた。その主な原因は、七月十六日に西側のロンドン会議参加四カ国がNATOに提示したヨーロッパ査察地域案を西独が承認せず、ドイツ問題の進展をヨーロッパ査察地域受け入れの条件とする姿勢さえ見せたことにあった。西独代表のブランケンホルン (Herbert Blankenhorn)

は、NATO諸国間の協議で査察の方法を事前に決定しておかなければ、ソ連との交渉の中でドイツ問題に関わる西独の利益が損なわれかねないとの不満を述べた。そして彼は、四カ国提案では移動式陸上査察の方法が明確に規定されていないこと、航空査察地域より狭い陸上査察地域を容認しかねない文言が使われていることを問題とし、これの承認を拒否した。アデナウアーもこの態度を支持し、四カ国提案を「不必要かつ未熟」と決めつけさえした。<sup>(21)</sup>

このように強硬な西独の反応を前にして、米政府は妥協的であった。すでに七月初旬から西独の反応を見守っていた国務省は、ヨーロッパの査察地域設定を軍縮協定案から削除するよう求めた。<sup>(22)</sup> しかしながら、これは西独以外の西欧諸国、とくにロンドン会議に参加していた英仏両国の了承を得られなかった。スタッセンによれば、この二カ国がヨーロッパの査察地域をその他の査察地域から切り離すことに反対しており、その根底には米国と西独がヨーロッパ諸国による主導権確保を妨害しているとの不満があった。スタッセンも、以上の現状認識を踏まえて、国務省の要請に反対した。<sup>(23)</sup>

しかしアイゼンハワー大統領とダレス国務長官は、ス  
 タッセンの態度に満足しなかった。その理由はおそらく、  
 彼の評価が米国内で著しく低下していたことに求め  
 られよう。五月に新たな基本方針が承認された後、スタ  
 ッセンは訓令に反して、西欧諸国との協議の前に米国の  
 新たな方針をソ連側に伝えてしまっていた。これは、当  
 然ながら、米本国およびNATO諸国からの強い反発と  
 批判を招いた。それまでスタッセンに好意的であったア  
 イゼンハワーでさえ、スタッセンへの信頼が初めて揺ら  
 いだと述べ、彼の行為を「外交に携わるものが侵しうる、  
 もっともばかげたこと」と酷評していた。いまや、大統  
 領や国務長官の目には、スタッセンの外交官としての信  
 頼性もNATO諸国に対する彼の説得力も疑わしく、こ  
 の問題も彼の能力不足ゆえと考えられたのではないだろ  
 うか。米政府は急遽ダレスをロンドンに派遣して、西  
 側諸国内の合意形成をうながそうとした。<sup>(24)</sup>

しかしながら、渡英して間もなく国務長官は西側諸国  
 の間に「非常に鋭い意見の対立」があることを理解した。  
 七月三十日の西側ロンドン会議参加国代表会議の席でヨ  
 ーロッパ査察地域の削除を求めたダレスは、英国および

フランス代表からの強い反発を招き、この会議は合意に  
 至らずに解散した。西側諸国間の対立が表面化すること  
 を恐れたダレスは、翌三十一日新たな査察地域案を提示  
 した。これには、英仏の主張を容れてヨーロッパへの査  
 察地域設定が含まれていたが、その範囲は英国からヨー  
 ロッパ・ロシアに及ぶ広大なものになっていた。同時に  
 ダレスは西独の要求に応じて、航空査察地域では陸上査  
 察も行われるべきこと、移動式陸上査察の権限は明確に  
 定義されるべきことを条件とした。三カ国の代表団は  
 「相違を回避しつつ、そのことを明らかにしない」この  
 提案をただちに受け入れた。<sup>(25)</sup>

ダレスは時を置かず、アデナウアーの説得に着手し  
 た。五月の会談でヨーロッパ査察地域を除外する方針を  
 伝えていたため、ダレスは極めて慎重であった。まず彼  
 は、アデナウアーに査察地域案の内容を書簡で説明し、  
 それが西独の利益に反しないものであることを説いた。  
 ついでアデナウアーが、NATOに公式に査察案を承認  
 させて西独への譲歩を確実なものにしようとする、ダ  
 レスはただちにこれに応じ、西独の査察案受け入れを確  
 実なものとした。<sup>(26)</sup>



このようにアイゼンハワー政権は、限定的軍縮交渉に着手するうえで西独政府の合意をとりつけることに極めて熱心であった。まず、ドイツ問題に影響を与えかねないヨーロッパ査察地域を可能な限りそれ以外の提案から分離することにより、ソ連への提案が西独の反対を招きにくいものにしよとした。そしてこの提案が他の西欧諸国から批判されると、米国が両者の仲裁に立ち、西独の利害に配慮した軍縮協定案になるように努めた。それでは、なぜ米国はここまで西独の立場に配慮し、西独との軋轢を回避しなければならなかったのか。

第一に、アイゼンハワー政権が真剣にソ連との軍縮交渉の可能性を探っていたことが挙げられる。ソ連とは真剣な交渉をおこなうべしという認識が米国政府内に広がっていたことを示す証拠がいくつか見出される。たとえば、ボンの米国大使はアデナウアーが訪米によって「ロンドンにおける交渉は真剣なものである」という「驚くべき発見」をした、と伝えている。また、上述したようにダレス國務長官は、軍縮交渉の進展にはドイツ問題の分離が必要であると主張した。真剣な対ソ交渉が前提と

なっていなければ、このような主張は説得力を持たなかったであろう。

第二に、これと関連するが、米国政府はすでに核兵器の拡散を問題とするようになっていた。スタッセンとダレスは共に核拡散が米国の安全保障にもたらす危険性を認識しており、その防止は軍縮交渉における米国の主要な目的の一つと目されていた。当時、核兵器開発を目前にしていたのはフランスであるが、西独がそれに続く可能性は広く認識されていた。五四年のロンドン九カ国会議において西独がいわゆるABC兵器の製造放棄を宣言したにもかかわらず、西独の核政策には疑いの目が向けられていた。現在の学会でも、この問題に決着がついたとはいえない。西独の参加する限定的協定が米国の目標であった。

最後に、西独の国内政治要因が挙げられる。アイゼンハワー政権は、来る連邦議会選挙でのアデナウアーの勝利を米国の対西独政策上不可欠と見なしており、選挙が終わるまでは西独政府との衝突を可能な限り回避しようとしていた。野党第一党である社会民主党が依然として西側との同盟に消極的である以上、米国にとってアデナ

ウアーに変わる選択肢は存在しなかった<sup>(29)</sup>。したがって米  
国政府は、ソ連との交渉を破綻させない、西独の再統一  
政策を損なわない、というアデナウアーの都合のいい要  
請にも応じる必要があったのである。

五七年のアイゼンハワー政権は、ドイツ問題に関わる  
西独の利益を損なわない形でのソ連との限定的軍縮交渉  
を試みた。そのためにヨーロッパの査察地域設定をそれ  
以外の限定的協定案から切り離し、ドイツ問題を限定的  
軍縮交渉全体から分離しようとした。しかしながら、多  
くの西欧諸国が何らかのヨーロッパ査察地域を求めるの  
に直面して、西独の利害にも配慮した妥協案を提示する  
ことよって、西側諸国間の対立が表面化することを防  
いだのであった。いわば、ドイツ再統一と軍縮交渉の狭  
間に立って、アイゼンハワー政権はこの二つの問題の妥  
協を図ろうとしたのである。

しかしながら、アイゼンハワー政権の見出した妥協案  
は、五七年には成果を生まなかった。ソ連側はすでにロ  
ンドン会議に見切りをつけていて、西側の限定的協定案  
を待たずに、軍縮交渉の枠組みを改革しよう訴え始め  
た。ロンドン会議は、具体的な進展を見ることなく解散

した。<sup>(30)</sup>

#### ドイツ問題分離の完成…五八年四月

これまで見てきたように、アイゼンハワー政権は、ソ  
連との軍縮交渉を巡る政権内および西欧同盟国との議論  
をつうじて、ドイツ問題と限定的軍縮交渉との分離を基  
本方針の一部とする姿勢を固めていた。七月には西独を  
除く西欧諸国の反対を前に妥協を余儀なくされたが、こ  
れはむしろ米国政府のヨーロッパ査察地域設定に対する  
消極性を示すものである。この方針は、五七年中は具体  
的な成果を生まなかった。しかし、五八年四月二十八日  
にアイゼンハワー大統領が査察のみを条件とする核実験  
禁止をソ連政府に提案した、アンブローズのいう「歴史  
的転換」<sup>(31)</sup>は、この方針が貫徹されることで可能になっ  
たのである。

五七年末以来、米国政府は軍縮問題でソ連の一方的な  
攻勢を受けていた。その最たるものは、ポーランド外務  
大臣が中部ヨーロッパ非核地帯の設定を求めた、いわゆ  
る「ラパツキ計画」である。ソ連政府はこのラパツキ計  
画を支持し、米国政府に首脳会談の開催を迫ってきた。

(141) 同盟と核軍縮の狭間で

また、五七年十月のソ連によるスプートニク打ち上げ成功は、西側同盟の中に米国の核抑止戦略に対する不安を生んだ。その結果、ヨーロッパのNATO加盟国には、米国のヨーロッパ防衛のコミットメントへの保証と、ソ連との軍縮交渉再開を求める声が高まった。この行き詰まりからの打開を、軍縮交渉において目指したのがダレス国務長官であった。<sup>(32)</sup>

まず三月二十四日の会議で、ソ連が間もなく一方的核実験停止を発表するとの情報をもとに、国務長官は核実験のモラトリアムを提案した。彼はソ連の発表が米国のイメージを決定的に悪化させると主張し、大統領もダレスの立場に理解を示した。しかしながら、国防総省と軍部、そしてAECの強硬な反対を前に、この時の提案は放棄された。一週間後にソ連が核実験停止を発表すると、ダレスが予想したとおり、米国にも同様の行動を求める声が高くなった。<sup>(33)</sup> ついでダレス国務長官は、軍縮問題顧問との会談を利用して、核実験停止の方向に向けて政権内の意見調整を計った。軍縮問題顧問は、ロヴェット(Robert Lovett) 元国防長官、マックロイ(John J. McCloy) 元ドイツ高等弁務官、グリュエンタール(AI-

fred Gruenther) 将軍、スミス(Walter B. Smith) 将軍から成っており、いずれもアイゼンハワーに強い影響力を持っていた。四月八日の会議は前年八月に西側が採択した限定的軍縮協定案の解説にとどまったが、二十七日の会議では、とくに査察地域設定に関わる政治的問題が強調され、これまでの限定的協定案をさらに分割する必要が訴えられた。結局ダレスは、二年間は核実験を停止する用意がある旨を発表することに、顧問たちの合意を得た。大統領がニキータ・フルシチョフ(Nikita Khrushchev) ソ連首相に相互査察の下での核実験禁止を提案したのは、その二日後であった。<sup>(34)</sup>

ダレス国務長官が従来軍縮交渉に否定的であったのは、スタッセンを政府内政治におけるライバルとみなしたからであり、スタッセンが五八年二月に辞任したので、ダレスは軍縮交渉の支持者になった、という説が存在する。<sup>(35)</sup> このような一面は、たしかに否定できない。しかし、軍縮問題顧問たちとの会談からは、ダレス国務長官が依然としてドイツ問題と軍縮交渉の分離に固執していたことが明らかである。彼は査察地域を、とくにヨーロッパに設けることが惹き起こす政治的問題を再び強調し、軍縮

交渉を前進させるために、核実験停止の提案をその他の軍縮提案から切り離すよう求めたのである。この点については、ダレスの方針は五七年春の時から変化していない。むしろ彼は、軍縮交渉を速やかに進めるためには、とくにドイツ問題のような政治的複雑さははらむ事柄からは軍縮問題を切り離さなくてはならないという方針を、この時になってより徹底的に適用したともいい得るのである。スタッセンとダレスの間には、同盟国への配慮という点で相違があったこともたしかなのである。<sup>36)</sup>両者の間には、政権内の権力争いと同時に、軍縮政策と同盟国の関係をめぐる具体的な見解の相違があったのではないだろうか。

五七年から五八年におよぶ米国軍縮政策の転換期において、ダレス国務長官は一貫してドイツ問題と軍縮交渉の分離を主張した。五七年の時点で彼が軍縮交渉進展のためにこの主張をしていたかについては、たしかに疑問が残るところである。少なくとも結果的には、彼がドイツ問題の分離に固執したために西側諸国との交渉は一層困難になり、ソ連との交渉にも悪影響を与えた。しかし、五八年になると、まさにドイツ問題を切り離すことによ

って、ダレスは核実験停止の提案を可能ならしめ、軍縮交渉を一步前進させたのである。

### 結論

ジュネーヴ首脳会談と五八年の第二次ベルリン危機の間に、アイゼンハワー政権の軍縮政策とドイツ問題との関係は決定的な転換をとげた。当初、西側諸国はドイツ再統一の解決が包括的軍縮の前提になるべきとの立場をとっていた。しかし包括的軍縮という枠組みが一度崩されると、ドイツ問題と軍縮交渉とのリンケージはその拘束力を失い始めた。この方法を探ることによって米国政府は、ドイツ問題のような政治的問題にとらわれることなく、東西間で緊急性のある軍縮問題を協議する用意ができた。さらに、米国政府は核実験の停止をそれ以外の軍縮問題と切り離して提案することで、ドイツ問題とのリンケージをほとんど名目的なものにしてしまった。

これによって同盟国、とくに西独が、ドイツ問題への影響を理由に、米ソ核軍縮交渉に歯止めをかけるのは不可能になった。しかしドイツ問題と軍縮交渉の分離は、米国が西独の国益を無視するようになったために生じた

のではない。むしろ、アイゼンハワー政権が西独政府の要請に応ずるにつれて、ドイツ問題と限定的軍縮交渉との距離が広がっていったのである。

しかし長期的には、ドイツ問題と軍縮交渉の分離は、ドイツ問題、あるいはアデナウアー政権の再統一政策に否定的な影響を及ぼしていった。この分離によってすくなくとも米国側には、ドイツ問題については現状を維持しつつソ連との関係改善を目指すことが可能になった。

それに対してソ連は、後のベルリン危機にも見られるように、東独の正統性を西側にも認めさせてドイツ分断を固定化しようとしていた。ソ連は、米国とは別の立場から、ドイツ問題に執着していたのである。<sup>(37)</sup>しかし、部分的核実験禁止条約の締結が示すように、長期的にはソ連政府もドイツ問題の切り離しを受け入れていったといえよう。結果として、ドイツ問題は米ソ関係の改善に取り残される形になった。

このことはさらに、ヨーロッパにおける冷戦の長期的な変化を示唆している。アイゼンハワー政権第二期において、核軍縮交渉という米ソ共通の利害は、少なくとも米国と西欧同盟国共通の利害に匹敵する重要性を有して

いたのである。だからこそ米国政府は、ドイツ問題ないしは軍縮交渉の一方を無視することができず、この二つの問題の妥協を計らなければならなかったのである。米ソ超大国共通の利害の認識を冷戦の「安定化」、さらには「制度化」に不可欠な要件と理解するのであれば、五〇年代後半のヨーロッパにおける冷戦は、この方向に向かって歩を進めつつあった。<sup>(38)</sup>五〇年代後半には、米独関係が相対的安定を享受した下で、冷戦の構造的変容が進みつつあったのである。

(一) とくに「二重の封じ込め」については、Wolfram Hanrieder, *Germany, America, Europe: Forty Years of German Foreign Policy* (New Haven: Yale University Press, 1989) Thomas A. Schwartz, *America's Germany: John J. McCloy and the Federal Republic of Germany* (Cambridge: Harvard University Press, 1991.) Geir Lundestad, "Empire" by Integration: *The United States and European Integration, 1945-1997* (Oxford: Oxford University Press, 1998.) 49-50. Hans W. Gatzke, *Germany and the United States: A "Special Relationship"?* (Cambridge: Harvard University Press, 1980.) chap. 8. David Clay Large, *Germans to the Front: West German*

*Rearmament in the Adenauer Era* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1996). Charles R. Planck, *The Changing Status of German Reunification in Western Diplomacy, 1955-1966* (Baltimore: Johns Hopkins Press, 1967.) chap. 2. Marcus Stadelman, *The Dependent Ally: German Foreign Policy, 1949-1990* (San Francisco: International Scholars Publications, 1994.) 124-31. \*参照。

(8) Roger Morgan, *The United States and West Germany 1945-1973: A Study in Alliance Politics* (London: Oxford University Press, 1974.) 51-72. Anne-Marie Burley, "Restoration and Reunification: Eisenhower's German Policy," 221-22, in Richard Melanson & David Mayers, eds., *Reevaluating Eisenhower: American Foreign Policy in the 1950s* (Urbana: University of Illinois Press, 1987.) pp. 220-40. Hans-Jürgen Grabbe, "Konrad Adenauer, John Foster Dulles, and West German-American Relations," in Richard H. Immerman, ed., *John Foster Dulles and the Diplomacy of the Cold War* (Princeton: Princeton University Press, 1990.) pp. 109-32.

(9) 正田正一, *McGeorge Bundy, Danger and Survival: Choices about the Bomb in the First Fifty Years* (New York: Vintage Books, 1988.) 287-305, 328-34. \*参考 Robert A. Divine, *Blowing on the Wind: The Nuclear*

*Test Ban Debate 1954-1960* (New York: Oxford University Press, 1978.) Idem, *Eisenhower and the Cold War* (New York: Oxford University Press, 1981.) 105-55. Stephen E. Ambrose, *Eisenhower: The President* (New York: Simon & Schuster, 1984.) 394-406, 447-54, 489-94, 519-25. Thomas F. Soapes, "A Cold Warrior Seeks Peace: Eisenhower's Strategy for Nuclear Disarmament," *Diplomatic History*, 8-3 (Winter, 1980.) pp. 57-71.

(10) 福梨谷振栄, *ドワイト・D・アイゼンハワーと原子力政策* (Tokyo: M. Moll, *Atoms for Peace and War 1953-1961: Eisenhower and the Atomic Energy Commission* (Berkeley: University of California Press, 1989.) Robert A. Strang, "Eisenhower and Arms Control," in *Reevaluating Eisenhower*, pp. 241-66.

(11) John Lewis Gaddis, *Strategies of Containment: A Critical Appraisal of Postwar American National Security Policy* (New York: Oxford University Press, 1982.) 127-97. Andreas Wenger, *Living with Peril: Eisenhower, Kennedy, and Nuclear Weapons* (Lanham: Rowman & Littlefield, 1997.) Robert A. Wampler, "Eisenhower, NATO, and Nuclear Weapons: The Strategy and Political Economy of Alliance Security," in Günter Bischof & Stephen E. Ambrose, eds., *Eisenhower: A Centenary Assessment* (Baton Rouge: Louisiana

- State University Press, 1995.) pp. 162-90.
- (㉞) Marc Trachtenberg, *A Constructed Peace: The Making of the European Settlement, 1945-1963* (Princeton: Princeton University Press, 1999.) esp. 379-91 ㊦ ㊧ Appendix 7, "U. S. Arms Control Policy under Eisenhower."
- (㊨) Jeremi Suri, "America's Search for a Technical Solution to the Arms Race: The Surprise Attack Conference of 1958 and a Challenge for Eisenhower Revisionists." *Diplomatic History*, 21-3 (Summer, 1997.) pp. 417-51. Shane Maddock, "The Fourth Country Problem: Eisenhower's Nonproliferation Policy." *Presidential Studies Quarterly*, 28-3 (Summer, 1998.) pp. 553-72.
- (㊩) Tounsend Hoopes, *The Devil and John Foster Dulles* (Boston: Little Brown, 1973.) 307. Frank A. Ninkovich, *Germany and the United States: The Transformation of the German Question since 1945*, Updated Edition (New York: Twayne's Publishers, 1995.) 106-07. *Foreign Relations of the United States* (㊰㊱) *FRUS* 1955-57 20: 355-59.
- (㊲) *FRUS* 1955-57 20: 467-69, 469-70, 474-82. London 5647, Washington D. C.: National Archive (㊰㊱) *NA*, RG 59, Central File (㊰㊱) *CF*, 330.13/4-1557.
- (㊳) *Documents on Disarmament 1945-59*, vol. 2 (Washington D. C.: Department of State, 1960.) 778-87.
- FRUS* 1955-57 20: 496. London 5890, *NA*, *CF*, 330.13/5-557. Dwight D. Eisenhower, *Waging Peace: 1956-1961* (Garden City: Doubleday Company, 1965.) 472.
- (㊴) *FRUS* 1955-57 20: 504-10, 551-55.
- (㊵) *Divine. Blowing on the Wind*, 143-45. Ambrose, 401-02. Hewlett & Holl, 392-94. H. W. Brands, Jr., *Cold Warriors: Eisenhower's Generation and American Foreign Policy* (New York: Columbia University Press, 1988.) 156-57.
- (㊶) *FRUS* 1955-57 20: 504.
- (㊷) Informal Record of Meeting, *NA*, *CF*, 600.0012/5-1457. Memorandum of Conversation, *NA*, *CF*, 330.13/5-2057.
- (㊸) *FRUS* 1955-57 20: 510-13.
- (㊹) *FRUS* 1955-57 20: 529-32, 545-50. Memorandum for the Files, May 24, 1957, *NA*, *RG* 59, Lot 58D133, Disarmament Files.
- (㊺) London 6270, *NA*, *CF*, 330.13/5-1657. 核軍縮工作部報告。
- (㊻) Hamburg 219, *NA*, *CF*, 330.13/5-1557. London 6270, *NA*, *CF*, 330.13/5-1657. Pollo 291, *NA*, *CF*, 330.13/7-3157.
- (㊼) *FRUS* 1955-57 26: 249-55. "Adenauer Visit, May 26-29, 1957, Proposed Agenda," undated, *NA*, *RG* 59, Lot 62D181, Conference Files.
- (㊽) *FRUS* 1955-57 26: 266-79, 281-85.

- (12) “Four Power Proposals on Inspection Zones and Missiles,” July 16, 1957, Abilene: Dwight D. Eisenhower Library (次頁’ DDEL.) White House Office, Office of the Special Assistant for Disarmament (次頁’ OSAD.) Polto 178, July 23, 1957, DDEL, OSAD, *FRUS 1955-57* 20: 658-61.
- (13) Dept Topol 98, NA, CF, 330.13/7-1057. Dept to London 555, NA, CF, 330.13/7-1757. Dept to London 552, NA, CF, 330.13/7-1857.
- (14) London 711, NA, CF, 330.13/7-2557. London 726, NA, CF, 300.13/7-2657. London 774, NA, CF, 330.13/7-2857.
- (15) *FRUS 1955-57* 20: 556-58, 574-83, 616-17. Memorandum with the President, June 4, 1957, DDEL, Paper of John F. Dulles (次頁’ PJFD.) White House Memoranda, Memorandum of Conversation with the President, July 22, 1957, DDEL, PJFD, White House Memoranda. キヤンパンの外交防衛課に於ける国務院の返答。ルイジアナ大学国際問題センター蔵。2000年7月24日。 *FRUS 1955-57* 20: 587-89, 604-07, 607-08. Paris 6180, NA, CF, 330.13/6-357. Memorandum from Walter N. Walmsley to Acting Secretary, NA, CF, 330.13/6-657.
- (16) *FRUS 1955-57* 20: 668-69, 669-72. Secto 14, NA, CF, 330.13/8-157. Secto 9, Princeton: Seeley G. Mudd Manuscript Library, D. D. Eisenhower Papers as President of the United States (次頁’ Whitman File.) Dulles-Herter.
- (17) *FRUS 1955-57* 20: 672-74, 679, 687-89, 692-93. Secto 17, NA, CF, 330.13/8-157.
- (18) Bonn 87, NA, CF, 330.13/7-957. Memorandum of Conversation, NA, CF, 330.13/5-2057.
- (19) Muddock, 559-60. Informal Record of a Meeting, NA, CF, 600.0012/5-1657. *FRUS 1955-57* 20: 545-50. 日本領事館に於ける配属の調整に関する米英の協議。218-19. 大塚 新雄の配属を扱った核兵器問題の血書。ルイジアナ大学国際問題センター蔵。2000年7月24日。 *Catherin M. Kelleher, Germany and the Politics of Nuclear Weapon* (New York: Columbia University Press, 1978.) 60-155。Trachtenberg, 232-38。大塚新雄の配属に関する米英の協議。
- (20) Hanrieder, 337-42. Stadelman, 111-13.
- (21) *Documents on Disarmament*, 849-68. Divine, *Blowing on the Wind*, 154-56. Hewlett & Holl, 460-61.
- (22) *Documents on Disarmament*, 1006-07. Ambrose, 453-54. Divine, *Blowing on the Wind*, 211. Bundy, 332-34。この「原案」は米軍省の長藤に送られた。Muddock, 560. Suri, 419-20. Gaddis, 189-97.
- (23) *Documents on Germany, 1944-1985* (Washington D. C.: Department of State, 1985.) 512-13, 513-14, 518-21, 521-53. Ambrose, 443-46. Hewlett & Holl, 466-69. Memorandum of Conversation with the President, De-



- ember 26, 1957, DDEL, PJFD, White House Memoranda. Telephone Calls, February 5, 1958, DDEL, Whitman File, D. D. Eisenhower Diaries. Telephone Call from the President, February 9, 1958, DDEL, PJFD, Telephone Conversation. トレーリン打撃計画の中止とソビエトとの交渉について David N. Schwartz, *NATO's Nuclear Dilemmas* (Washington D. C.: Brookings Institution, 1983). Lawrence S. Kaplan, *NATO and the United States: The Enduring Alliance*, Updated Edition (New York: Twayne Publishers, 1994.) 74-76. 冷戦下の米国防務省では、ストレーリン打撃計画からの連年の核軍力増強が両側の戦況に与える影響について、検証が求められてきた。図表を参照。Wenger, chap. 5. Gaddis, "The Unexpected John Foster Dulles: Nuclear Weapons, Communism, and the Russians," 49-58, in *John Foster Dulles*, pp. 47-77.
- (33) Ambrose, 449-52. Divine, *Blowing on the Wind*, 202-06. *Documents on Disarmament*, 978-80. *FRUS 1958-60 3*: 557-61, 561-72.
- (34) Ambrose, 453. *FRUS 1958-60 3*: 590-97. Memorandum of Conversation, NA, CF, 600.0012/4-2858.
- (35) Divine, *Blowing on the Wind*, 199. Idem, *Eisenhower*, 127. Brands, 141-42.
- (36) 上掲した五十年五月のスタッケンに於ける外交的失態に際しての「ヤコブスタッケンが「微妙な同盟国との関係を認識してゐる」」を記責している。NA, CF, 611.0012/6-1157.
- (37) Hanrieder, 83-88. 「ヤコブスタッケン」について Hope M. Harrison, "Ulbricht and the Concrete 'Rose': New Archival Evidence on the Dynamics of Soviet-East German Relations and the Berlin Crisis, 1958-1961," *Cold War International History Project Working Paper No. 5* (Woodrow Wilson International Center for Scholars). Vladislav M. Zubok, "Khrushchev and the Berlin Crisis (1958-1962)," *Cold War International History Project Working Paper No. 6*. Frank A. Mayer, *Adenauer and Kennedy: A Study in German-American Relations, 1961-1963* (New York: St. Martin's Press, 1996).
- (38) 石井修「冷戦の『五五年体制』『国際政治』第一〇〇号（一九九二年八月）。

一九九九年九月十七日 受稿  
一九九九年十月八日 受理  
（一橋大学大学院博士課程）